

仕様書

1 委託名称

淀江倉庫廃棄物処理業務委託

2 業務概要

本業務は、守口市（以下「発注者」という）が所有する淀江倉庫の一般廃棄物の収集運搬及び産業廃棄物の収集運搬・処分を委託するものである。なお、一般廃棄物にあつては守口市クリーンセンタースtockヤードへ運搬するものとし、産業廃棄物にあつては受注者又は受注者と業務提携する者の産業廃棄物処理施設まで運搬し処分するものとする。

なお、家電リサイクル法対象品においては、指定取引場所までの運搬とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年2月14日まで

4 提出書類

受注者に必要な免許資格は次のとおりとする。ただし、（2）において、①の許可しか有していない場合は、（2）②および（2）③を満たす許可を有する者と業務提携を行うこと。

（1）一般廃棄物

守口市一般廃棄物収集運搬業許可

（2）産業廃棄物

①収集運搬業

- ・大阪府産業廃棄物収集運搬業許可
- ・産業廃棄物の処分を行う産業廃棄物処理施設を管轄する都道府県知事（政令市にあつては市長）の産業廃棄物収集運搬業の許可

②処分業

- ・産業廃棄物の処分を行う産業廃棄物処理施設を管轄する都道府県知事（政令市にあつては市長）の産業廃棄物処分業の許可

③上記①及び②の許可証において、以下の品目の許可を有していること。

- ・紙くず ・木くず ・繊維くず ・金属くず ・廃プラスチック類
- ・ガラスくず ・ゴムくず

	必要資格	受注者が 収集運搬 と処分業 の両方を行 う場合	受注者が収集運搬業のみを行う場合	
			受注者 (収集運搬業者)	業務提携者 (処分業者)
(1)	守口市一般廃棄物収集運搬業許可	○	○	
(2)	①産業廃棄物収集運搬業の許可	○	○	
	②産業廃棄物処分業の許可	○		○

5 委託数量

収集運搬・処分予定量は以下のとおり。

項目	数量	単位	備考
産業廃棄物収集運搬処分	3	台	2 t 車
一般廃棄物収集運搬	1	台	2 t 車

なお、上記数量は概算の予定数量である。入札参加者は、入札にあたり実施する現地確認において数量を把握し、入札金額を算出すること。上記数量から変動する場合についても、契約金額の変更は行わない。

家電リサイクル料が発生した場合は、契約金額に含むものとする。

廃棄物の排出量については、計量器により、風袋及び総重量を確認して搬出すること。

※一般廃棄物処分費については、本市が負担する。

6 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。
- (3) 契約後、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。契約後における仕様書の疑義については、本市の解釈によるものとする。

7 業務計画の作成等

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに、本仕様書で第4項提出書類の項に定める許可証の写し（ただし、契約期間内に許可期限が有効であること。なお、契約期間内に許可期限が切れる場合においては、更新後、速やかに許

可証の写しを提出すること。)を発注者に提出すること。なお、受注者が収集運搬業のみを行う場合は、業務提携書を提出すること。

- (2) 受注者は、契約締結後速やかに、収集作業に使用する車両にかかる下記書類を発注者の監督職員に提出の上、承認を得ること。受注者は、承認を得た車両以外の車両を収集運搬に使用してはならない。

- ・使用予定車両届(様式任意。自動車登録番号と使用目的を記載したもの)
- ・車検証(写し)
- ・車両写真(前姿、側姿、後姿の3方向から撮影されたもの。
前姿、後姿についてはナンバープレート、側姿については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬車に係る車体表示が写っていること)
- ・所有者の使用承諾書(借受車両の場合のみ)
なお、使用予定車両に変更があった場合は速やかに当該車両にかかる必要書類を発注者の監督職員に提出し承認を得ること。

8 業務内容

(1) 収集場所

守口市淀江町4番16号 淀江倉庫

(2) 収集時間

収集時間は午前9時から午後5時までの間とする。

また、発注者が別途指示する場合がある。

※守口市クリーンセンタースtockヤードへの搬入時間は平日の9時から15時30分(11時30分から13時を除く)

(3) 収集方法

一般廃棄物にあつては一般廃棄物収集運搬業の許可を有し、かつ、守口市に許可を得ている車両において収集すること。

産業廃棄物にあつては産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者が収集を行うこと。

上記の収集場所から廃棄物を収集運搬するにあつては、積み残しのないよう収集すること。また、常に清潔で安全に作業を行い、廃棄物が周辺に散乱することの無いよう心がけ、周辺に散乱させた場合は速やかに清掃を行い清潔の保持に努めること。

引取り車両への積み込みは受注者が行うこと。

(4) 処理方法

一般廃棄物は、守口市クリーンセンタースtockヤードへ運搬すること。なお、運搬日時、数量など搬入に関する詳細については、事前に本市廃棄物担当部局と調整し、了承を得ること。

産業廃棄物は、受注者が廃棄物処理法に定める産業廃棄物処分業の許可(4 受注要件(2)③品目の許可を有していること)を受けた施設にお

いて処分を行うこと（但し、主たる性状が金属製のものは、有価物として売却するため、ストックヤードに運搬すること）。なお、産業廃棄物の収集運搬において積み替え保管を行う場合は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲にその旨が含まれていること。

家電リサイクル法対象品は、指定取引場所へ運搬すること。

(5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物管理票にかかる費用は契約金額に含むものとする。

(6) 報告

受注者は、廃棄物処分の終了後、報告書（処理を行った日付ごとに、ごみの種別及び重量を示したもの。様式不問）を作成し、一般廃棄物については守口市クリーンセンタースtockヤード計量票を添付の上、発注者へ提出すること。産業廃棄物の報告書には、収集運搬業務についてはそれぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票（電子マニフェストの場合は運搬終了報告）、処分業務についてはマニフェストD票、E票（電子マニフェストの場合は処分終了報告）を添付すること。

(7) その他

①受注者は、収集作業に際して通行車両、通行者の安全を確保するとともに、近隣住民に不安・不快感を与えないよう細心の注意を払うこと。

②受注者は、本業務において、第三者との事故・問題等が発生した場合は、受注者の責任により誠意を持って解決にあたるとともに、その経過、内容を速やかに発注者の監督職員に連絡し、指示に従うこと。

9 受注者の責任及び義務

受注者は廃棄物処理法及び関係法令並びに収集運搬車に定められた積載量を守るなど道路交通法令を遵守するとともに、最低賃金法、労働基準法等関係法令を遵守しなければならない。

10 運搬費用、使用機材等の負担

本業務に使用する運搬用具・機材等は一切、受注者の負担とする。

11 契約金額の支払い

(1) 完了払とする。

(2) 業務提携により、委託業務を実施する場合の契約金額の支払いについては、収集運搬業者が処分業者の請求業務を代行し、収集運搬業者は、発注者が支払った契約金額のうち処分業者の契約金額分を処分業者に支払うものとする。発注者の収集運搬業者に対する契約金額の支払完了と同時に、発注者の処分業者に対する契約金額の支払も完了するものとする。

12 その他

(1) 受注者は、業務中に第8項業務内容（1）収集場所の施設の破損、設備

の故障箇所を発見した場合は、その状況を発注者の監督職員に報告しなければならない。

- (2) 業務用機材に関する諸費用は原則として受注者負担とする。
- (3) 作業は安全を第一とし、作業場所等については引取り後に付近の清掃を行うこと。
- (4) 過積載にならないよう留意すること。
- (5) 本業務の履行、また、運転手及び作業員の労務管理等に当たっては、関係法令を遵守すること。